

## 平成28年度事業報告〈抜粋〉

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含めて、当連合会が平成28年度に行った事業についてまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

### ○最重点施策

- ・車体課税の見直しへの対応
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・流通改善対策の推進

### ○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・軽自動車保有関係手続きのO S S導入計画への対応
- ・全軽自協創立50周年記念事業の実施
- ・組織の自立運営の支援
- ・組織運営の改善
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

### 1. 軽自動車の理解促進事業

#### (1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等30社）及び全軽自協記者会（業界紙誌17社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、平成28年7月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

これらの資料は発表と同時に当連合会のインターネットホームページ（HP）にも掲載した。また、国内で販売されているすべての軽自動車を掲

載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

#### (2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

全軽HPへのアクセス件数（トップページのカウンター数）は、平成28年度は12万4943件（前年度比9643件・7.2%減）となり、3年度連続で減少した。

#### (3) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策

軽自動車の理解促進広報活動の展開。平成28年度で37回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性和特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に「軽は、わたしと〇〇〇をつなぐ。」をテーマに「軽自動車は、日本のライフライン。」をキャッチフレーズとして実施した。具体的には、全国紙・ブロック紙・地方紙新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告、特設webサイト、ディーラー向けポスターなどを実施した。

#### (4) 軽自動車関係税制の理解促進対策

##### ○平成28年度の税制改正要望活動

##### I. 当連合会独自の要望活動

ア. 平成29年度税制改正に関する要望については、税制・広報委員会の検討結果を踏まえ作成、理事会で決定し、通常総会で報告後、8月に機関決定した要望書を自民党、公明党、民進党の関係部会、関係委員会、関係議員連盟などに提出した。また、国土交通省や経済産業省・総務省に対し税制要望内容について説明を行った。当初、平成29年度から消費税10%への増税が予定されており、消費増税に伴って自動車取得税の

廃止とあわせて軽自動車税への環境性能割の導入がなされ、平成29年度税制改正においては平成28年度税制改正大綱の記載に基づいて「自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討」が行われる予定となっていた。ところが、6月1日に安倍首相が消費税引き上げ時期を平成31年10月まで2年半延長することを正式に表明したことから、自動車取得税はその間存続することとなり、同税のエコカー減税についても延長要望を行うこととなった。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年と同様に積極的に自民党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、軽自動車ユーザーへの更なる税負担増の反対や軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の延長などについて理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

要望内容は、①軽四輪車等（新車）に対する軽自動車税の大幅な増税が平成27年度から実施され、二輪車（既販車含む）についても大幅な増税が平成28年度から実施された中で、軽自動車ユーザー及び二輪車のユーザーの負担が増えることのないよう、軽自動車にかかる車体課税について、これ以上の増税は行わないこと。②軽自動車の一層のグリーン化を進める観点から、期限切れとなる軽自動車税のグリーン化特例

（軽課）については、これを拡充し、平成29年度以降も延長すること。③自動車の取得・保有に係る税負担を軽減し、環境性能が優れた軽自動車の普及を促すため、期限切れとなる自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税については、これを拡充し、延長すること。エコカー減税の対象とする環境性能については、平成28年

度税制改正にて示された軽自動車税の環境性能割と同等の基準とすること。

## II. 軽自動車関連諸施策の推進

10月下旬から11月にかけて、自民党の運輸・交通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会、民進党経済産業・国土交通部門合同会議のヒアリングにおいて軽自動車税増税以降の販売動向や軽自動車の役割と貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正について要望を行った。

## III. 要望活動の結果

12月8日、与党の平成29年度税制改正大綱が取りまとめられ、エコカー減税については、「対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる」とされ、グリーン化特例については「重点化を行った上で2年間延長」とされた。減税対象の燃費基準が引き上げられたものの、当初は大幅な基準切り上げも囁かれた中、一定の配慮がなされた結果となった。

また、「なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要がある、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」と前年度税制改正大綱を引き継ぐ形で車体課税の抜本改革に向けて文言が記載された。

## IV. 平成29年度与党税制改正大綱に対する全軽自協会長のコメント

平成28年12月8日の平成29年度税制改正大綱決定を受け、全軽自協会長のコメントを次のとおり

公表した。

「平成29年度税制改正大綱」について

軽自動車の販売が落ち込んでいる中、当連合会は平成29年度税制改正において、これ以上軽自動車ユーザーの負担を増やさないために、期限を迎える軽自動車の自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、延長を求めてまいりました。

この度の平成29年度税制改正大綱において、一部減税対象の範囲が見直されたものの、基準の見直しによる軽自動車ユーザーの負担増を小幅に留め、2年間延長されましたことは、現下の販売状況に配慮いただいたものと評価しております。

ご尽力いただいた関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当連合会は、今回の税制改正大綱を踏まえつつ、多くの軽自動車ユーザーの税負担が軽減されるよう、引き続き努力してまいります。

## V. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

ア. 当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは当初、懸案である自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、抜本見直しのための大がかりな活動に備えていたが、前述の通り消費増税の延期が決まったため、自動車税制改革フォーラムとしての統一要望書による要望活動は行わず、平成31年10月を見据え、「クルマの税金は複雑で過重」とのユーザーの声を発信していく活動を継続的に行っていくこととなった。具体的には東京・名古屋・広島・福岡のイベント会場やショッピングモールに特設ブースを設置し、チラシやノベルティグッズを配布するとともに、来場したユーザーの自動車税制に対する「生の声」をボイスパネルに記載いただき写真に収める活動を行い、4カ所5日間で870件もの「生の声」

を収集した。収集した「生の声」の一部はJAFのホームページ上への掲載や税制要望資料に掲載するなど、世論喚起や要望活動に活用された。その他、JAFを中心とした全国48カ所での街頭活動の実施や自動車政策懇談会の開催、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向けた活動（チラシ・ステッカーの配布等）を実施した。

イ. 12月9日、与党の平成29年度税制改正大綱が前述の通り発表されたことを受け、自動車税制改革フォーラムは、①エコカー減税・グリーン化特例について、一部対象範囲が見直されたものの、自動車ユーザーの税負担増に一定の歯止めがかけられる形で延長されたことを評価する。②車体課税の見直しについて、「簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、（中略）自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」旨、昨年の大綱より踏み込んだ表現で明記されたことを評価し、今後、政府与党において、大綱の趣旨に沿って具体的な議論が進められ、車体課税の負担軽減が実現することを強く期待する一との内容のコメントを発表した。

## 2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

## 3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

## 4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

- (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）

### ① 軽四輪車の流通確認業務の実施

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正

な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も前年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

## ② 軽二輪車の流通確認業務の推進

民事登録制度のない軽二輪車の盗難・詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故を防止するため、軽二輪車の届出窓口において、軽自動車届出済証返納済確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務について、前年度に引き続き、全国の事務所の窓口において業務を実施した。

## ③ 軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力

### (2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会事務所を案内することとしている。詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は7件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

### (3) 軽自動車の車庫届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

#### ① 会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販扱いを含む）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

#### ② 会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、各都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

#### ③ 業販、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

#### ④ 会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

各軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

#### ⑤ 保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び各軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っていると

ころであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

## 5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

### (1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

- ①不正改造車を排除する運動の実施
- ②自動車点検整備推進運動の実施
- ③定期点検整備促進運動の実施
- ④「自動車整備人材確保・育成促進協議会」への参画・協力

### (2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

- ①チャイルドシート指導員養成研修会の周知
- ②自賠責保険制度のPRの推進
- (3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力
- (4) 軽自動車のリコール情報の提供

#### ①軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。平成28年度における軽自動車検査情報は1151万件、前年度比は98.2%であった。

#### ②検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。平成28年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は48万件、前年度比97.1%であった。

### (5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

### (6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

#### ①二輪車リサイクルの活動概況

平成28年度は、廃棄二輪車取扱店を国内4メーカー及び輸入事業者12社と契約のある販売店に限定し、より円滑な受入態勢を構築できるように改善を図った。

#### ②廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

#### ③全軽HPにおける廃棄二輪車取扱店名簿の管理

廃棄二輪車取扱店名簿のうち約5200店は、従前より全軽HPにて店名と住所表示で案内していたが、平成28年4月1日よりリニューアルし、グーグルマップの検索サービスを利用して周辺の廃棄二輪車取扱店を視覚的に検索出来るように変更し、ユーザーの利便性を向上した。

## 6. 軽自動車流通改善関係事業

### (1) 軽自動車届出の平準化

①月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請すること。

②各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

### (2) 軽自動車届出の適正化

①「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行  
流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

#### ②軽自動車届出の適正化

平成19年10月21日開催の理事会で承認された事項として、引き続き、各都府県地区軽自動車協会が収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

#### ③流通委員会の開催

ア. 流通改善指標の推移の注視ー都府県地区軽

自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

イ. 自社名義届出率に関する検討ー自社名義比率について、月末4日間比率や保管場所届出率と同様に、当連合会における目標値設定の可能性について検討したが、目標値は設定せず現行どおりとし、引き続きその推移を見守ることとした。目標値が設定されている月末4日間比率と自社名義届出率の関係については、月末4日間比率の目標値40%を超える場合には、同届出率も高く、一定の相関関係にあることが確認された。

ウ. 未使用車流通市場の最近の状況の把握ー未使用車流通市場の実態把握のため、調査会社に委託して平成25年度に第2回目の調査を実施したところであるが、その後の状況を把握するため、同調査会社から説明を受けるとともに、意見交換を行なった。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

- ①自動車公正取引推進に対する協力
- ②中古自動車査定制度推進に対する協力

## 7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

- ①通達等の周知徹底
- ②自動車登録等適正化推進運動の実施
- ③OCR申請書の無償化への対応

軽自動車の検査申請に使用するOCR申請書は、当連合会で印刷・頒布していたが、軽自動車検査協会が、平成29年1月からOCR申請書を無償で配付することになったことから、当連合会は平成28年12月末をもってOCR申請書の印刷・頒布を廃止した。なお、当連合会が不正流通防止のために作成している軽自動車検査証返納確認書については、軽自動車検査協会の協力を得て引き続き使

用することとなった。

④軽自動車検査協会の窓口業務の受託

平成28年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が752.9万件、並びに自動車検査証返納等業務が283.4万件であった。

⑤窓口業務におけるCS・接遇向上対策

⑥事務所職員業務研修会

⑦事務所中間管理者会議

⑧登録情報処理機関への協力

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

(3) 軽自動車保有関係手続きのOSS導入計画への対応

軽自動車検査協会が軽自動車OSSを平成31年から導入を目指し検討を進める中、当連合会は軽自動車検査協会のヒアリングや意見交換等を通じて、進捗状況や課題等の情報収集を行った。また、国土交通省や関係諸団体から登録車OSSの取り組みや進捗状況等の情報収集を行った。

## 8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

①自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務

②軽自動車税納付情報提供サービスの構築

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。平成28年度末現在で1県94市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

③検査情報の提供

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

(3) 軽自動車検査申請等代行業の取り組みと拡大推進

平成29年1月からのOCR申請書の無償化や平成31年からの軽自動車OSSの導入に伴い、当連合会は大幅な減収が予想されることから、平成28年度の重点施策として、「事務所における軽自動車検査申請等代行業の取り組みと拡大推進」を

追加したが、本取り組みを推進するため、①代行業務に係わる見学会の実施、②標準代行システムの整備等、③事務所毎の中期事業計画案の作成等を行った。

## 9. 軽自動車用紙関係事業

- (1) 軽自動車の検査申請用紙の印刷・頒布
- (2) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

## 10. 組織運営改善対策

- (1) 会議の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 賞勲業務の実施
- (4) 創立50周年記念事業の実施

①記念誌「走路無限Ⅳ～全軽自協50年史～」の作成・平成29年春発刊

### ②全軽自協50周年記念表彰

- ・全軽自協役員（6年以上在任）16名
- ・都府県地区軽自動車協会の役員（10年以上在任）129名
- ・都府県地区軽自動車協会及び全軽自協職員  
勤続10年以上 153名  
勤続20年以上 99名  
勤続30年以上 40名

### ③創立50周年記念行事

全軽自協創立50周年記念式典（平成29年1月23日）を東京で開催。主な行事は、①表彰状代表授与式、②記念講演として、「軽自動車を取り巻く最近の動きと課題について」（軽自動車検査協会理事長・中山寛治氏、「自動車行政を取り巻く最近の動きと課題について」（国土交通省自動車局自動車情報課長・長崎敏志氏）、③記念祝賀会。

### ④全軽自協のロゴマークを制定

#### ア. ロゴマークの制定

対外イメージの構築や内部の価値共有を高めることを目的とし、当連合会のC I（コーポレートアイデンティティ）として、団体のシンボルマークと略称のロゴタイプを制定した。

#### イ. 職員章の作成・配布

## 11. 熊本地震への対応

- (1) 熊本地震の概要
- (2) 軽自動車販売店の被害概況
- (3) 事務所等の被害状況

熊本事務所においては、4月14日の前震では壁のひび割れ、キャビネットの転倒等が発生、4月16日の本震では窓の脱落やガラスの破損など被害が広がったものの、業務に関する影響はなく、通常業務を実施することができた。

軽自動車検査協会熊本事務所においては、4月14日の前震では事務所等及び検査棟が被災したが、窓口業務は通常どおり開始し、検査業務は機器の仮復旧が行われ業務を開始した。16日の本震により検査場のシャッターの変形などのさらなる被害に見舞われ、検査業務は4月18日から20日まで中断された。

#### (4) 自動車検査証有効期間等の伸長

#### (5) 熊本事務所への支援及び軽自動車協会への見舞金

熊本事務所に対する支援として本部より食料品等の緊急物資を支援するとともに、九州ブロックから物資支援をはじめ、窓口業務支援として人員を派遣した。また、被災した熊本県軽自動車協会の会員への見舞金として200万円を贈った。